

# 2010年資本市場 新ルールがもたらす変化

□ 4

2009年6月に改正された独占禁止法が今年から施行され、企業買収の手續が変化する。買収しやすくなる相手方の株式を20%超取得する場合などは、企業は公正取引委員会におかしめ届け出て認可を得る必要がある。公取委に届け出が必要な案件の基準も見直された。買収の段取りや戦略に影響しそうだ。

合併、株式取得など買収の手法に関係なく、企業は事前に公取委に届け出る義務を負うことになった。届け出が必要な案件が判断する基準は総資産から連結売上高などに変わった。改正の狙いは企業再編に伴う独占禁止法の日程を巡る不透明感を払拭し、よりスムーズに買収を進めることだ。これまで企業は買収しやすくなる相手方の株式を市場などで購入した後、公取委に報告。ありと指摘された。問題は、買付け(TOB)で株主統合など生まれる新会社取得した株式を売却するの、場合も多かった。公取委に

## 株大量取得、事前届け出に

株式取得による企業結合の届け出制度改正の概要

改正前	改正後
届出時期 事後 (取得後30日以内)	事前(届け出受理後30日の待機期間)
届出基準 総資産額 (取得会社単体20億円超、かつ子会社との合計100億円)	グループの国内売上高 (計200億円超)
届出範囲 総資産額 (単体10億円超)	当該会社と子会社の国内売上高 (計50億円超)
届出割合 3段階 (単体での議決権保有割合が10%、25%、50%を超えた時)	2段階 (グループ全体の議決権保有割合が20%、50%を超える時)
届出対象 買収会社は国内で売上高10億円超	日本企業と同一取得

(注) 届け出義務者は改正前後とも株式取得会社

## 買収の段取りや戦略に影響も

より審査期間も明確になり、企業は再編にかかる時間的負担が軽減される。審査が早く済むようになった。米政と同じ事前届け出制の導入で、時間切れになるへの変更で、国境をまたぐ懸念がある。独禁法と金商再編もしやすくなる。これ法の両方を引っ張った日程管理までは海外の当局による事情が必要だ。

前審査の後に日本の公取委、独禁法改正を機に不買打に事後報告し、排除命令をこの敵対的買収は実行しに受ける懸念があった。

法改正を受け、NTTでもある。事前届け出制の導入は4日、独立系ソフト入で、市場でひそかに届け出先会社NTTに対する株出基準を上回る株式を買い式公開買付け(TOB)実施に動くことになると思われる計画を公取委に提出した。からだ。

投資家向け開示資料に、公取委による審査の行方次第ねない再編を厳しく審査しではTOBを撤回する可能ている。企業活動のグローバル化や台従連衡が進み、公取委は企業から事前届出独禁法対策の重要性も高まら2010年、または必要感追加書類がそろってから9日のおろろか遅い日まで手一、山下、安田副社長が担続きを延ばせる。一方、金当しました。

淡谷高広、堀川泰博、近藤明日香、小林田真、高野社

(おわり)